別表六（十六）の表を次のように改める。

別表六（十六）　国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	・ ・ ・ ・	法人名	

国際戦略総合特別区域の名称	1						
措法第42条の11第1項各号の該当号	2	第　号	第　号	第　号	第　号	第　号	
特定国際戦略事業の内容	3						
資産区分 種類	4						
資産区分 構造、設備の種類又は区分	5						
資産区分 細目	6						
資産区分 取得年月日	7	平・・	平・・	平・・	平・・	平・・	
資産区分 特定国際戦略事業の用に供した年月日	8	平・・	平・・	平・・	平・・	平・・	
取得価額 取得価額又は製作価額	9	円	円	円	円	円	
取得価額 法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	10						
取得価額 差引改定取得価額 (9)－(10)	11						

法人税額の特別控除額の計算

当期分 取得価額の合計額 ((11)の合計)	12	円	前期繰越分 差引当期税額基準額残額 (16)－(17)	20	円		
当期分 同上のうち建物及びその附属設備並びに構築物に係る額	13		前期繰越分 繰越税額控除限度超過額 (26の計)	21			
当期分 税額控除限度額 ((12)－(13))×15/100＋(13)×8/100	14		前期繰越分 同上のうち当期繰越税額控除可能額 ((20)と(21)のうち少ない金額)	22			
当期分 当期の所得に対する法人税の額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」又は別表一(三)「2」)	15		前期繰越分 法人税額超過構成額 (別表六(二十三)「18の②」)	23			
当期分 当期税額基準額 (15)×20/100	16		前期繰越分 当期繰越税額控除額 (22)－(23)	24			
当期分 当期税額控除可能額 ((14)と(16)のうち少ない金額)	17		法人税額の特別控除額 (19)＋(24)	25			
当期分 法人税額超過構成額 (別表六(二十三)「19の②」)	18						
当期分 当期分の特別控除額 (17)－(18)	19						

翌期繰越税額控除限度超過額の計算

事業年度又は連結事業年度	前期繰越額又は当期税額控除限度額	当期控除可能額等	翌期繰越額 (26)－(27)
	26	27	28
平・・ 平・・	円	円	
平・・ 平・・		外	外　円
計		(22)	
当期分	(14)	(17)	外
合計			

機械設備等の概要

（用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４）

別表六（十六）の記載要領第二号中「法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額　(9)」を「法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額　(10)」に改め、同第三号中「当期控除可能額等　(26)」を「当期控除可能額等　(27)」に、「第27条の11第2項」を「第27条の11第3項」に、「この場合においては」を「この場合において」に改め、同第四号中「「翌期繰越額(25)－(26)」」を「「翌期繰越額(26)－(27)」」に、「別表六（二十）」を「別表六（二十三）又は別表六（二十三）付表」に改める。